

大 博物館だより

1992. 4
No. 7

津山郷土博物館



軒丸瓦 美作国府跡出土 津山市教育委員会 蔵

美作国府跡から植月壮介氏により表面採集されたものである。瓦当面の一部を欠損する。復弁8弁蓮華文で復元直径160cm。大型の中房内の蓮子は1+8で、蓮弁は高く隆起した子葉をもつ複弁と間弁からなる。外区内縁は二重の圏線がめぐり、外縁は傾斜し、その傾斜部に外向凸鋸歯文を配する。瓦当部と丸瓦部との接合は、瓦当裏面に溝を掘ってその部位に丸瓦を差し込んで行うが、今は丸瓦部はない。胎土はよく精選されており、白灰色を呈し、焼成は堅緻である。植月壮介氏寄贈。

この瓦は美作国分寺跡IA、美作国分尼寺跡IAと同範、平城宮第2次朝堂院所用瓦である6225A型式と同文である。ところが、美作国府と国分二寺が同範であるものの、後者が胎土に白色砂粒を多く含み、軟質で黒褐色を呈するように、両者の胎土・焼成は著しく異なる。

ところで、津山市教育委員会により1986年以来6

次にわたる美作国府跡中心部の発掘調査が実施されている。遺構は大きく上層・下層の2時期からなる。上層遺構は国土座標に対し北で約2度東に振れる方位をもつ遺構群で、桁行7間、梁間2間の東西棟を中心に塀や溝を伴う。建物は掘立柱だが、軒先などに表題の瓦を使用する。下層遺構は北で約9度東偏する方位をもち、長大な回廊状遺構を中心とする。下層遺構には瓦は使用されない。この下層遺構を713年創設の初期国府とし、国分寺造営を契機として8世紀中葉に全面的に改作されたのが上層遺構だとみる見解がある。これに対し、下層遺構を国府以外の官衙遺構とし、上層遺構を8世紀第2四半期頃の国府とする見方もある。先の国府、国分二寺の瓦の相違を時期差と解し、国府が先行するとみるのである。後者の見解によれば、美作国府と平城宮との結びつきはより直接的となる。いずれにせよ、謎は深まるばかりである。

津山藩経済と銀札

享保15年(1730)6月、幕府は金銀銭札使用禁止の方針を変更し、従来藩札を使用していた諸藩に対しては、その再使用を認めた。これを受けて、津山藩ではただちに銀札の発行を再開した。

この時の幕府の法令では、20万石以上の大名は25年間、それより下の大名は15年間の銀札使用が許可され、その後は期限毎に幕府勘定奉行に報告することになっていた。そのため津山藩は、15年毎に銀札の使用と流通高を幕府に報告することになった。

後の事例であるが、享和2年(1803)の報告によれば、津山藩領内で発行している銀札は、総数2,445,036枚であった。額面では約2,000貫目になる。その内訳は次の通りである。

壹匁札	1,838,318枚
三分札	263,206枚
式分札	326,946枚

そして、銀札はこれだけであるが、実際の使用に際しては、これでは額面が小さすぎて不便であるので、高額の預り札を用いていた。その数は次のようになっていた。

百匁預り札	7,438枚
五拾匁預り札	2,970枚
参拾匁預り札	1,966枚
式拾匁預り札	1,896枚
拾匁預り札	2,296枚

しかし、これらの銀札や預り札がすべて領内で常時流通していたわけではない。もちろん、個人が保有している分があるだろうし、藩が押さえておく分もある。

銀札は幕府正貨との兌換を保証された紙幣であり、藩が銀札を買い戻すことによって通貨量の制限をすれば、藩はそのために、常時かなりの額の銀

を準備金として持っていなくてはならなくなる。しかし、津山藩にそのような余裕はなく、それどころか、財政の悪化からしばしば銀札の交換を停止するような状況が続いていた。

宝暦4年(1754)3月28日夜、町奉行の鈴木喜左衛門は大目付から突然の呼び出しを受けた。そして郡代ともども、御用番伊達と兵衛から次のような指示を与えられたのである。

「御才覚之筋不調ニ付、当時江戸表御差支候、近年町在共ニ困窮之義者兼而及承候へ共、可被成御手立無之候ニ付、町在江御借り銀札被仰付候、員数之儀者勘定奉行江可承合候、尤銀札場引替之儀当分御差留、御蔵正米渡之儀茂被差留候」

ここに「江戸表御差支候」と述べられているように、津山藩においても藩財政の悪化というのは、すなわち江戸表の財政悪化とほとんど同じ意味であり、町在からの臨時の借り上げが行われるのは、江戸での出費を賄う場合が多い。

今回の場合は、いろいろと算段をしてみたが、どうにもならなかったようで、かなりせっぱ詰まっております。町在からの借り上げ・銀札場の交換停止・御蔵米の引渡し停止といった方法が一度にとられている。

町在からの借り上げは、結局、町から100貫目、在から50貫目ということになったが、ここで、城下町経済にもっとも大きな影響を及ぼしたのは銀札場での交換停止であった。

藩側では、銀札場での交換が停止されると、他領との取引が決済できなくなるという事情を考慮して、一時的に金銀銭を交えての流通を認めることとなった。しかし、こうした措置を繰り返すことによって、現実には銀札の信用は失墜し、藩の強制力が少なくなれば銀札の流通は滞ることとなる。

これ以後、銀札交換が再開され、銀札のみの流通が再び行われるようになって、銀札を用いず金銀銭を用いての取引が跡を絶たないのはそのためである。

銭と銀との交換相場も、銀札場で決定されていたが、それもなくなったために、銭相場が決まらず、銭と銀との交換ができなくなってしまった。そこで前例により大年寄が相談して決定し、町々に交換比率を触れることになった。

また、津山を中心として、周辺地域をも含めた経済圏が形成されているため、津山藩の銀札交換の停止は思わぬところに影響を及ぼしていた。津山藩銀札は津山藩領内のみの通用であるが、実際には、周辺の幕府領や他領の人々も、津山での取引を通じて使用していたのである。

松平勝五郎預かり地の村々は、久世の代官所に銀納で年貢その他を納めていたが、津山で売りさばいた代金を、津山藩の銀札で所持しており、これを正金銀に交換しなければ、代官所に納めることができないのであった。



津山藩銀札 享保15年発行

村々からの願書で事情を知り、あわてた代官は、直ちに津山の町奉行に連絡を入れてきた。連絡を受けた町奉行は、重役に相談した上で、担当が銀札場であるから、そちらから返事をする旨を伝えている。

5月3日には、銀札の交換にかわる措置として、15日までに札元方へ銀札を持参すれば、正米と交換するとの触れを出した。しかし、通常の米相場とくらべて3割5分も低利率での交換であり、このことが更に銀札の値打を下げることになっている。

また、蔵米の関係では、5月9日には高田村の塚谷屋市郎右衛門から、米切手2,300俵について、御蔵正米の引渡しが求められている。

このような計画性のない、銀札発行、交換の停止を繰り返しているは銀札流通の制御などできるわけもなく、また、常に破綻ぎりぎりの状態でなんとかしている藩財政では、銀札の交換保障も不十分にしかなりえない。しかし、流通量の統制と交換の保障ができなければ、銀札の価値はさが一方である。

そこで城下の商人たちから、銀札を半ば強制的に預かり、封印して銀札場の蔵に入れておくことによって、銀札の過流通を避けようという目的で実施されたのが封印銀札である。こうすれば藩庫の状況に関係なく、銀札流通量を調整することができる。一方、商人たちは資金が必要になると開封願を提出し、自らの銀札を得るのである。

封印銀札は、大年寄3人と諸吟味が立会いの上、小櫃に入れて銀札場に預け置き、施錠をする。そして、鍵と帳面は諸吟味が管理するというのが通常の方法である。

明和5年(1768)4月3日の時点での封印銀札は82貫900目であった。この額は、出入があるため常に変動している。

この封印銀札がどの程度の効果があったか不明であるが、銀札を封印する場合や、商人の願いによって開封を許可する場合の基準が曖昧であり、実際の効果は疑問である。

津山藩での銀札発行の目的が、領内通貨量の不足を補うためなどではなく、藩財政窮乏にたいする安易な対策であったのであれば、一時的にはその目的は達せられたと言ってもよいであろう。しかし、領内経済に与えた影響は必ずしも好ましいものではなかった。

ただ、銀札場が果たした役割は、単に銀札と正貨との交換業務のみではなかった。津山藩における中央銀行的な意味あいもあったのである。

江戸や大坂で急な出費があったような場合には、銀札場で資金を調達することもしばしばであった。また、資金繰りに困っている商人たちには資金融資もおこない、特に問屋の破産・断絶による領内経済の混乱を防ぐためかなり意を用いていた。しかし、放漫経営から財政的に破綻をきたす者は跡を絶たず、既にみたように銀札場の財政状態はけっして余裕の

あるものではなかった。

文政12年(1829)6月、勘定所及び銀札場から、貸し出している銀札の回収状況がよくないため、きちんと返済するようにとの達しが出されている。同時に銀札場の主要な事務を処理している札元に対しても、返済が進んでいない者に対して適切な処置をしていないとして、厳重に注意がなされている。しかし、その札元自身も資金融通を受けており、未返済分がかなり残っていたのだから、適切な処置など取れるはずもなかったのである。

藩札の発行は、幕府の政策の変更からもあきらかなように、経済政策としては、決して望ましいものとして存在したのではなく、各藩の実情から、ある意味では必要悪として認められていた、というのが実際のところである。

津山藩における藩財政の行き詰まりや、城下町経済の停滞、村の困窮といった問題は、決して銀札の発行が原因ではない。しかし、不安定な藩財政に対する藩側の対応の一つが銀札の発行であったとすれば、そこに見られる様々なあがきから、逆に問題の本質が見えてくることもあるのではなからうか。

(尾島 治)

津山郷土博物館友の会

平成4年度入会の御案内

より多くの人たちに博物館を利用していただくために、津山郷土博物館では、次の要領で「津山郷土博物館友の会」の会員を募集します。

1. 会員になると……

- (1) 津山郷土博物館の常設展・特別展・企画展が無料で観覧できます。
- (2) 博物館主催の「美作の文化財めぐり」(年4回開催)に参加できます。
- (3) 「博物館だより」(年2回発行)や講座・講習会など博物館に関する情報をお知らせします。
- (4) 津山洋学資料館・津山弥生の里文化財センターの入館料が割引されます。

2. 会員になるには……

- (1) 申込資格 どなたでも会員になれます。
- (2) 会費 一般1,000円
中学生以下500円です。
- (3) 申込方法 住所・氏名(フリガナ)・性別・年齢・郵便番号・電話番号・会員種別を記入して、直接か郵便で博物館にお申し込みください。
- (4) 申込期間 平成4年4月1日から平成5年2月28日まで。

入会手続きが完了しますと、会員証をお渡しします。

平成4年度 博物館行事予定

行事名 日程	展 覧 会	近 世 史 講 座 森 家 先 代 実 録 を 読 む II	美 作 の 文 化 財 め ぐ り (友 の 会)	夏 休 み 子 供 歴 史 教 室 弥 生 土 器 を つ く る	江 戸 一 目 図 屏 風 展 示	展 示 室 ・ 収 蔵 庫 蒸 燻
4	4.1 企画展 西東三鬼回顧展					
5	5.15					
6	5.19 企画展 彫 無 季 展	5.27	5.31			
	6.21	6.24				臨時休館
7		7.29		7.23・24		
8				8.18		
9		9.30	9.15			
10	10.3 特別展 美作の白鳳寺院	10.28				
11	11.8	11.25	11.8		11.11	
					12.9	
12						
1		1.27				
2		2.24				
3		3.31	3.14			

<博物館入館案内>

- 開館時間 午前9:00～午後5:00
- 休館日 毎週月曜日・祝日の翌日
12月27日～1月4日 その他
- 入館料 小・中学生 100円 (80円)
高校・大学生 150円 (120円)
一 般 200円 (160円)
※ () は30人以上の団体

大 博物館だより No.7

発行年月日 平成4年4月30日
編集・発行 津山郷土博物館
〒708 岡山県津山市山下92
TEL.(0868) 22-4567
印刷 (有)ゴトウ印刷

大 は、旧津山藩の槍印で刺犬といい、現在津山市の市章である。